

食品に接触することを意図した紙・板紙に関する 化学物質暫定ポジティブリストの作成について

1. 自主ＰＬの制定

国内での紙・板紙製食品容器包装の利用で、これまで衛生問題による被害は発生していないが、化学物質に関する国民の関心と国際的な動きに対応しつつ食に関する安心・安全をより確実にするため、既存のシステムを活用して日本製紙連合会は自主的にポジティブリスト（ＰＬ）を制定する。

2. 背 景

当会では食品用途紙製品の衛生リスク管理を目的に、2007年5月に食品衛生法の規格に加えて自主規格を定め「食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準」を制定し運用してきている。自主規格として重金属の溶出限量を定めるとともに、食品用途の紙・板紙に使用してはならない化学物質のリストーネガティブリスト（ＮＬ）ーを選定した。

加えて物質リストの管理を目的に、データベースとして薬品納入業者会員および当会会員で共有する化学物質情報検索システム「ＪＰＡ-ケミネット」を構築して、関連法規の改定に合わせて定期的にＮＬを更新しながらリスク管理を実施している。また、古紙パルプを主原料とする白板紙を定期的にサンプリング調査し、問題がない水準であることを確認してきている。

3. ＰＬ制定に伴うシステム変更

1) 現在のシステム

製紙会社や他の薬品メーカーがアクセスできない、薬品納入業者個別のサイトに当該業者が使用している薬品を登録することで、それがＮＬの対象になっている化学物質か否かを確認できる。

ＮＬに載っている物質であればシステム会員全てに公開し、製紙会社が食品用途に使っていないかどうか確認し、万一使っていれば使用をやめる。

今のシステムでは、薬品会社が製紙会社に納入した薬品が食品用途に利用されているかどうかは薬品会社では分からないという問題がある。

2) 構築予定のシステム

今回構築するPLは、これまで衛生問題が起きていないことから、現在利用している薬品を暫定的に業界内で自主PLとするが、欧米のPLに掲載されていない、リスク評価が済んでいないものもある可能性があるため、関係官庁との協議が済むまで原則非公開とする。

製紙会社が食品用途の紙・板紙原紙の生産に利用している薬品（商品名）を、購入先に通知し薬品会社が食品用途としてシステムに登録する。

製紙会社がシステムの会員でない会社から薬品を購入している場合には、その薬品を構成している化学物質の登録を製紙会社が代行登録することで継続使用が可能になる。第三者がアクセスできない固有の製紙会社のサイトを開設し、製紙会社が代行入力する。

システムの会員でない企業が薬品組成を製紙会社に情報公開できない場合は、会員になってもらうか、または自主PLとして登録できない。

自主PLとして登録できない場合は、使用を続けたい場合はリスク評価を実施して安全を確認するか、または使用を止めることになる。

尚、システム構築完了は本年12月末を予定している。

以上